

記載例

別記様式（第3条関係）

（表）

自動車事故報告書

報告書は4部提出する
（うち1部は事業者控えとしてお返しします。）

国土交通大臣 国土 太郎 殿

報告書提出日現在の国土交通大臣の氏名を記入する。

自動車の使用者の氏名又は名称 ○○株式会社

住 所 北海道○○市○○町○丁目○番○号

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

時間は24時間制で記入する。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 提出

事故発生から30日以内に提出する。

☆発生日時	令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 ○○時○○分	☆路線名 又は 道路名	・道路名は、国道、道道、市道など具体的に記入する。 ・高速道路等の場合はその名称を記入する。 ・高速道路の場合は「上り線」、「下り線」の区分を記入する。
天 候	①晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他		
☆発生場所	北海 都道 札幌 区市 北 区町村 ○丁目○番地		

国道○○線

☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	地番まで記入する。	☆自動車登録番号 又は車両番号
○○株式会社 ○○営業所 北海道○○市○○町○丁目○番○号	営業所名まで記載する。	札幌 ○○ あ ○○○○

トレーラーの場合は、けん引車と被けん引車の両方を記載する。

☆当時の状況

当該運転者は○月○日午後○時に出社し、日常点検実施後に乗務前点呼を午後○時○○分に受け荷主の○○に向け出庫した。午後○時に○○に到着し荷物を積込み、午後9時に○○市に向け出発。その後、上記場所付近の国道○○号線を時速約70キロで走行中、赤信号で停車していた乗用車に気付くのが遅れ、慌ててブレーキを踏んだが間に合わずに追突し、相手の乗用車の運転者に重傷を負わせた。

相手方運転者 ○○歳・女性 右大腿骨骨折 2ヶ月入院

当該運転者 ○○歳・男性 頭部打撲 2週間通院治療

・次に掲げるものを（何処で、誰が、どんな事を、どれだけの要領で）出来る限り詳細に記載する。
イ. 出発地、出発時刻、目的地
ロ. 運行の状況、乗車人員、積載物・量
ハ. 事故当時の速度、位置関係、乗務員の取った措置、事故後の状況、地形、道路状況、スリップの軌跡
・死傷者の性別、年齢、負傷者の程度（当事者と相手側とを分ける）

☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること）

事故現場の見取り図を分かり易く記載して下さい。

警察、会社等への連絡、死者又は負傷者にとつた処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を記入する。

☆当時の処置	当該運転者はハザードランプを点けて降車した後、乗用車の運転者が怪我を負っている事を確認したため、至急、消防と警察に連絡をし、二次被害を防ぐ為に発煙筒を吹き後続車へ注意をうながした。その後、被害者は病院に搬送され、当該運転者は警察の取り調べを受ける為に○○署へ移動した。
☆事故の原因	脇見運転により前方の停止車両の発見が遅れた事とスピードの超過
☆再発防止策	乗務員全員を集め、当該事故について周知徹底するとともに、停止車両を発見した場合には早めのブレーキを心がけ、速度違反についても法令遵守するよう指導を行った。
※備考	事業者として講じた再発防止策を具体的に記入。

警察の調査、運転者及び目撃者の証言等を参考に記入

衝突事故時のみ記入する。
〔正面衝突〕...自動車相手が対面して接近し、衝突又は接触した場合
〔側面衝突〕...自動車相手が対面方向又は同方向以外の方向に進行して衝突又は接触した場合

『衝突』
・自動車又は原付と衝突・接触し当該車両に乗っている者を死傷させた場合
・家屋その他の物件と『衝突』し、付近にいた人を死傷させた場合

『死傷』
・歩行者又は自転車を撥ね死傷した場合
・走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合

発生した事故の種類を区分番号に○をする。
(2種類以上の事故の場合は、もっとも大きな被害を発生した事故の種類とする。
飲酒等・救護違反の場合は両方記載。)

2種類以上発生した場合は、その発生順に従い数字を記入する。

その他の場所とは、構内や営業所等の一般交通の用に供しない場所

路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道の総幅員を記入する。歩道は含まない)

貸切旅客の場合は、運送契約の相手方氏名・名称、住所、旅行業法の旅行業者の場合は、その番号を記入する

事故の区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	危険物等	車内	健康	救護	車両故障	交通障害	その他		
	☆発生順														
	☆転落の状態														
	☆衝突の状態														
	☆車名														
	☆型式														
	☆車体の形状														
	☆初年度登録年又は初度検査年														
	☆事業用														
	☆自家用														
	☆種別														
	☆乗車定員														
	☆最大積載量														

☆乗車人員														
☆当時の積載量														
☆安全運転支援装置														
☆制限時の必要性														
☆許可等の取得状況														
☆貨物の内容														
☆積載危険物の種類														
☆品名及び積載量又は放射能の量														
☆道路の種類														
☆道路の幅員														
☆道路の形状														
☆路面の状態														
☆警備標識の設置														
☆路切の状態														
☆当時の運行計画														
☆運送契約の相手方の氏名又は名称及び住所														
☆荷受人の氏名又は名称及び住所														
☆安全性優良事業所の認定(貨物のみ)														
☆運送形態														
☆運行管理者等の氏名又は名称及び住所														
☆運行管理者等の氏名又は名称及び住所														
☆運行管理者等の氏名又は名称及び住所														

☆危険認知時の速度		70 km/h
☆危険認知時の距離		20 m
☆スリップ距離		10 m
当該自動車の事故時の走行等の態様		1 直進(加速) 2 直進(減速) 3 直進(定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他 13 横断歩道
道路上での事故の場合には事故発生地点		1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 交差点 7 バス停留所 8 トンネル 9 その他
死傷事故の場合には死傷者の状態		1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 酷道 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他
車両の故障に起因する場合には故障箇所		1 原動機(速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪(タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 操縦装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車体及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置(後写鏡、窓拭き器等) 23 計器(速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 自動運行 27 運行記録計 28 その他
☆氏名		○ ○ ○
☆年齢		○ ○ 才
☆経験年数		○ 年 ○ 月
☆本務・臨時の別		1 本務 2 臨時
☆自動車運転を職業とする者である者として選任されている者		○ ○ 日
☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		○ ○ 時間 ○ ○ km
☆損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷
☆シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備
☆代替運転者の配置		1 有(交替後の乗務時間及び乗務距離) 2 無
☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況		1 有 2 無
☆飲酒の時点及びその飲酒量		1 運行前(飲酒量) 2 運行中
☆過去3年間の事故の状況		(過去3年間の事故件数) 0 件 (最近の事故年月日) 年 月 日
☆過去3年間の道路交通法の違反の状況		(過去3年間の違反件数) 1 件 (最近の違反年月日) 令和○年○月○日
☆過去3年間の適性診断の受診状況		1 有 2 無 (最近の受診年月日) 令和○年○月○日 (適性診断受診場所) ○ ○ 機関 札幌支所
☆最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日) 令和○年○月○日
☆氏名		○ ○ ○
☆年齢		○ 才
☆経験年数		年 月
☆本務・臨時の別		1 本務 2 臨時
☆損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷
☆業務場所の別		1 車内 2 車外
☆シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備
☆最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日) 年 月 日
☆本務・臨時の別		1 本務 2 臨時
☆損害の程度		1 死亡 2 重傷 3 軽傷
☆シートベルトの着用状況		1 着用 2 非着用 3 非装備
☆運行管理者		貨物軽自動車安全管理者 統括運行管理者
☆氏名		○ ○ ○
☆運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号		北札幌第○号 北札幌第○号
☆死亡		人(うち乗客)人
☆重傷		1 人(うち乗客)人
☆軽傷		1 人(うち乗客)人

当該自動車の大部分が位置していた場所

当該自動車を運転する事が出来る資格を得た時からの運転経験期間

自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」、

酒気帯び運転を伴う場合に記載する。

事業用自動車の乗務中のものを記載する。

「死亡」は、事故発生後24時間以内に死亡した場合に該当する。

(留意事項)

- ・記入の必要がない欄には斜線を引くこと。
- ・☆印欄は、具体的に記入すること。
- ・※印欄は、記入をしないこと。
- ・◆印欄は、車両故障のみの場合は記入不要です。
- ・健康状態に起因する事故の場合、〔別表2〕に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。
- ・車両故障に起因する事故の場合、〔別表3〕に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。

原則、医師の診断結果に基づき記入する。

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。